

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の制定について

〔 1 9 生産第 9 4 2 3 号 〕
平成 2 0 年 3 月 3 1 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

平成 2 2 年 4 月 1 日

最終改正 平成 2 3 年 4 月 1 日

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、別紙のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）が制定されたところである。

これらの状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

第2 目 的

本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 事業の内容等

本事業は、市町村等が作成する被害防止計画に基づき、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。本事業の事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び交付率は別表に掲げるとおりとする。

また、地域の実情及び第2の目的を達成する観点から、整備事業（別表の事業内容欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）として、地域として独自の取

組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

3 事業費の低減

本事業を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業（別表第1の事業内容欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第4 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

第5 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として法第4条に基づき一の被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1の被害防止計画を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、3の提出を行う際に、都道府県計画に地域提案に係るものがある場合には、当該地域提案に係る内容について、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の協議を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 6 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、生産局長が別に定める重要な変更該当するときは、2、3、4及び5を準用して手続を行うものとする。また、地域提案に係る内容を変更する場合に

あつては、重要な変更の有無にかかわらず地方農政局長等に報告するものとする。

第6 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

(1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第7 事業の実施期間

本事業は、平成23年度から平成25年度までの3年間とする。

第8 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第9 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を、都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 事業の評価

1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を都道府県知事に報告するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事に対して必要に応じ指導を行うものとする。
なお、地方農政局長等は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。
- (4) 生産局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

- (1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、都道府県の指導の下、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに生産局長が別に定めるところにより都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、当該計画を地方農政局長等に生産局長が別に定めるところにより報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により都道府県知事から報告を受けた場合、当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第11 他の施策等との関連

鳥獣被害防止総合支援事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 戸別所得補償制度に関する施策
- (3) 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- (4) 農地・水・保全管理に関する施策
- (5) 中山間地域等直接支払に関する施策
- (6) 森林・林業・木材産業づくり交付金に基づく施策
- (7) 健全な内水面生態系復元等推進事業に基づく施策
- (8) 頑張る地方応援プログラムに基づく施策
- (9) 農地情報共有化に関する施策

別表（第3関係）鳥獣被害防止総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対応型	1 推進事業 (1) 被害防止活動推進 ①推進体制の整備	生産局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。	1 推進事業 定額（ただし、被害防止活動推進の限度額
2 広域連携型	②個体数調整 ③被害防除 ④生息環境管理 (2) 先進的取組導入 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 ③発信器活用取組導入 ④捕獲監視システム導入 2 整備事業 (1) 鳥獣被害防止施設 (2) 処理加工施設 (3) 地域提案			並びに大規模緩衝帯整備導入、誘導捕獲柵わな導入、発信器活用取組導入及び捕獲監視システムの上限単価等については、生産局長が別に定めるところによる。） 2 整備事業 定額、1/2 以内 上記に関わらず、沖縄県にあっては2/3 以内、次の（1）から（5）までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、5.5/10 以内とする。（上記に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できるととし、その上限単価については、生産局長が別に定めるところによる。） （1）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 （2）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。） （3）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

				(4) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
--	--	--	--	---

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。